

活動内容

◎広報・啓発

成年後見制度を正しく知ってもらうための情報発信、市民や医療福祉関係者などへの出前講座や研修会を開催します。

◎相談

判断能力に不安がある人の生活や財産管理などの困りごとについて、電話や訪問等により相談に応じます。相談の内容により、成年後見制度の利用に向けた説明や、関係機関との連携を図りながら支援します。

◎成年後見制度の利用支援

成年後見制度を利用するにあたっての手続きに関するお手伝いをします。

◎成年後見人などの活動支援

後見人活動が適切かつ安心して行えるように、法律や福祉に関わる関係機関との連携を支援します。

◎市民後見人（一般市民が受任する成年後見人等）の育成

市民に向けて、成年後見制度に関する知識や技術を身につけるための研修などを開催します。

お問い合わせ

お困りのときは、お気軽にお電話ください。

TEL 090-8457-9800

FAX 0120-790-973

受付時間
8時30分～17時15分
(FAXは24時間受付)

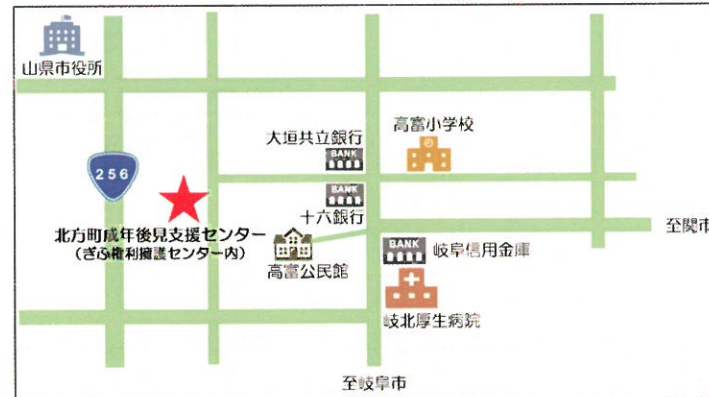
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始
はお休みです。

費用

相談は無料です

センターの場所

当センターにお越しいただくことが難しい場合には、ご自宅や施設、病院等に訪問します。



北方町成年後見支援センター

〒501-2105 岐阜県山県市高富1238番地1

北方町 成年後見支援センター

住み慣れた地域で 自分らしく 暮らせるように



こんなことで お困りではありませんか？

自分がいなくなったら…
知的障がいのある子どもの
将来が不安



契約の内容が理解できな
かったのに、つい契約し
てしまった…



もの忘れがひどくなってきた…
お金や財産の管理が不安



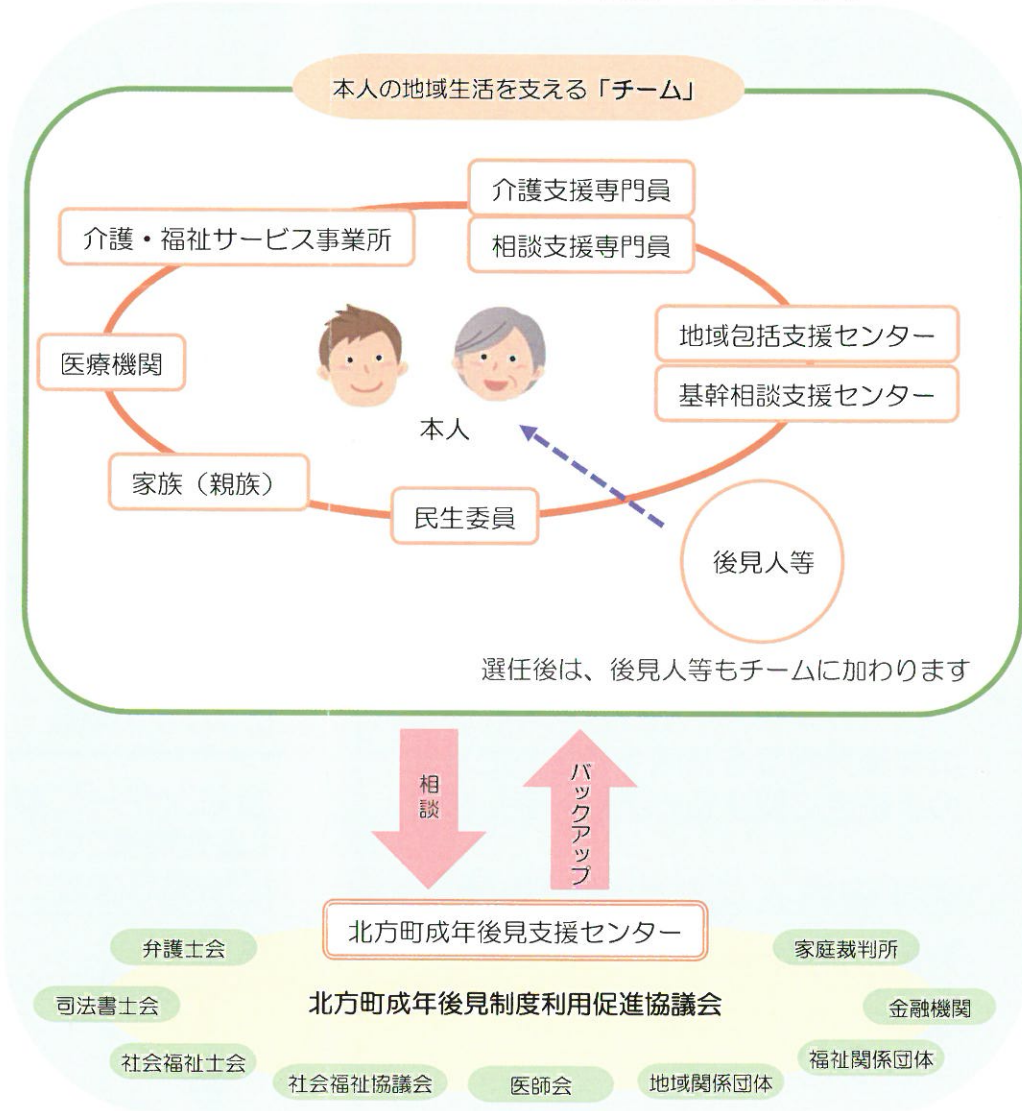
一人暮らしをしている認知症
の母親が、何度も訪問販売で
高価な品物を購入している…



頼れる親類がない
将来、認知症になったら、
施設との契約やお金の管理
はどうしたらいいのか…



まずは、いつも相談にのってくれる身近な人に
不安や困りごとについて、相談してみましょう



選任後は、後見人等もチームに加わります

～成年後見制度とは～

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、騙されたり不当な扱いを受けるなどの不利益を被ることがないように、家庭裁判所が法的な権限をもった援助者（成年後見人等）を選任し、判断能力が十分でない人の権利と財産を守る制度です。

判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も、お互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに、自分らしく暮らしていける社会を目指す）、自己決定権の尊重、身上保護の重視を理念としています。